

●とびくす●

令和3年度分：建築士としての社会的活動団体募集事業の選考会結果

～建築士会の公益目的活動「建築士の社会的活動助成事業」～

事業貢献委員会

令和3年度の「建築士としての社会的活動団体募集事業」選考会結果です。

＜選考会日程＞

日時：令和3年3月1日(月)、13:30～15:00

場所：徳島県建築士会 会議室

＜出席選考委員＞

(公社)徳島県建築士会会長	坂口 敏司
同 事業貢献委員会委員長	岸田 徳明
同 担当副会長	矢部洋二郎
同 委員	山本 尚武

＜選考内容＞

選考は、坂口新会長他3名の建築士会委員により行った。長年の継続3事業と応募5事業について、活動目標、活動内容、参加者、予算等を検討しました。

事業名	事業費
お菓子の家をつくろう (お菓子の家をつくろう)	290,000
LEDイベント (LEDクラブ)	156,250
将来すみたい家絵画展 (美馬地域会)	250,000
小計	696,250
木育出前授業 (阿南・那賀地域会)	200,000
木育出前授業 (三好地域会)	90,000
高齢期に備えた住まいの改修の大切さを 学び備える啓発活動 (バリアフリー研究会)	200,000
地元子供たちと土壁補修 左官体験 (辻の思い出を差し隊)	200,000
建築士会活動パンフレット作り (地域貢献PR倶楽部)	110,000
小計	800,000
計	1,496,250

今後、事業実施にあたり、予算面、事業内容の変更が生じた場合には、年度末の活動報告で修正してください。

令和2年と共に、コロナ感染防止対策を行いながらの活動ですが、公益法人徳島県建築士会の公益目的事業の柱であることから、実施準備をお願いします。

活動にあたってのお願いを、昨年度＜選考委員総評＞として「まちかど4月号」に掲載しています。活動内容

の見直しと共に、活動が地域へひろがって、(予算面も含めて)協働して行う団体などを捜してほしい。

建築士会の看板事業としての継続事業の他に、新しい活動として、

- ・辻の思い出を差し隊
- ・バリアフリー研究会

が取り組みを始めています。「まちかど」での活動報告をみてください。

選考会での意見の一つに、「例えば、木育出前授業は県内のどの地域会でも行えるので、経験のある三好、阿南・那賀地域会のとりにくみを実演して広める、というようなこともあるなあ～」というもの。何かひとつ、集まって取り組むという活動を期待します。

なお、継続中の看板事業は、来年度からは建築士会の公益事業として、会長へ事業計画書を提出する形で進めることになったことを案内しておきます。



お菓子の家を作ろう



将来すみたい家絵画

●地域会だより●

川島地域会今年度の活動

川島地域会 松下 誠

以前地域会だよりの投稿させていただき、地域会会長としての抱負を述べさせていただいたのが昨年6月、はや今年度も終わろうとしています。今回、2回目の原稿の依頼を受けた際、地域会のどなたかをお願いしようかとも考えましたが、何せみなさんご承知のとおり、このコロナ禍の状況でほとんど地域会の活動もしていません。そんな中での依頼も心苦しく、再度今回も川島地域会の今年度の活動を自分自身の反省も兼ねて報告させていただきます。

川島地域会の今年度は、7月の第1回目の定例会からスタートしました。吉野川市鴨島町に新しく建設されました吉野川市民プラザの会議室を使用して、真新しい建物の中で心新たに今年度の支部の活動を話し合いました。その頃世間では新型コロナウイルスの終息も見えてきたかのような雰囲気でしたので、8月に、以前行われ最近はしてなかったボーリング&バーベキュー大会、10月に建築視察旅行などの計画を立てました。が、その後残念なことにコロナの第2波第3波が世間をにぎわし断念せざるをえませんでした。そんな中、本部の親睦ゴルフ大会が開催されるとの事を聞き、練習ラウンドも兼ねて川島地域会の親睦ゴルフ大会を行いました。その成果が出て、地域会対抗の部で見事準優勝の成績をおさめることができました。



川島地域会の代表選手たち

11月29日には、吉野川（阿波麻植）流域林業活性化センター、阿波郡東部農業協同組合、徳島県建築士会川島地域会の共催で、木造住宅パネル展・建築相談会をJA夢市場（阿波市市場町大野島）で行いました。パネル展示には川島地域会の会員の建築物件を展示し、建築相談

会には建築士4名が対応しました。5組程度の相談をうけました。年末年始のどちらかに行っていた忘年会、新年会は自粛しました。ざっと振り返ってみて川島地域会で活動したと言えればこんなところですか。ここ数年にない活動の少なさで、コロナの影響とはいえ寂しい限りです。本部の理事会の時にある地域会の会長さんが、「会員の皆さんに年会費をいただいて、限られた活動の中でどのように還元していったらいいのか頭を悩まされる」と発言されていましたが、私自身も今年度はそのことで頭がいっぱいでした。最近になって、全国的にワクチン使用も徐々に始まり、少し希望も見えてきました。しかし、来年度も中々先は不透明な気がします。ですから、今年の反省も踏まえてもっと何かできないかを、年度替りのこの時期に考えたいと思います。また理事会や何かの折に、本部の役員の方々や他の地域会会長の助言、会員みなさんのアドバイスをいただきたいと思っています。



住宅相談会の模様

●あなたが出番●

4号物件の図書保存

徳島地域会 宮本 昌司

建築構造設計の仕事をはじめた42年前、4号確認物件の構造設計は、意匠設計者から「構造計算は必要ないから図面のみ書いてください」と言われ、概略計算によって断面を決め図面を書いていました。

昭和56年に新耐震設計法となり、構造計算方法も複雑化し、コンピューターによる構造計算が主流となってくると、計画段階で必要な仮定断面もコンピューターを使用するようになりました。

4号確認物件については、仕様規定に準拠できない場合でも構造計算書の提出を求めず、経験による推定によって部材を決め、建物が竣工後に瑕疵が生じ訴訟された場合でも、後付けで構造計算を行い部材が適正である事を証明できれば問題ないこととなりました。

推定で部材を決定し安全性が満足できるようにするためには、通常より安全率を多くとることになるため過大設計になりますが、工事コストが上がることはなかなか許してもらえず、部材を小さくする要望に対して反論しようにも根拠がなくできないため最終的に部材を小さくし、心配の種の一つ作る事となっていました。従って構造計算は必要ないと言われても、コンピューターに入力して構造計算を行い、部材を決定し図面化する作業を行っていました。

業務として構造設計していますので、発注者に構造図面及び構造計算書を提出するのですが、構造計算書は邪魔のようで、いやいや受け取ってもらっていました。

小規模建物である住宅等の欠陥が多いことを受け建築基準法の改正、4号建築物の特例措置の見直しが求められ、構造計算書の提出が義務化にされるという話を聞いたことがありますが、結局施行されず現在にいたっていました。

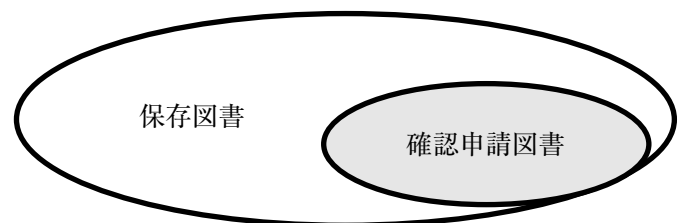
令和2年3月1日に施行された建築士法施行規則21条で「建築士事務所の図書保存」が改正され4号建築物も15年の図書保存が必要となりました。

保存が必要なものは、配置図、各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、構造詳細図、構造計算書等、工事監理報告書となっています。

構造計算書等とは、次のものが該当します。

- ①保有水平耐力計算、限界耐力計算、許容応力度計算等の構造計算書
- ②仕様規定の適用除外のただし書で必要な構造計算、燃えしろ設計に係る構造計算等の構造の安全性を確認するために行った構造計算の計算書
- ③壁量計算、四分画法の計算、N値計算に係る図書

確認申請において提出義務はあいかわらずありませんが、15年の図書保存の資料として構造計算書が含まれるということです。



15年の間に建物の安全性にかかわることが生じた場合に安全性を担保することを確認する資料、また中古物件として建物を売買する際の資料として使われることになります。

計算の内容にもよりますが、計算書が保存されていないというだけで義務違反になります。

これで今まで邪魔者だった構造計算書も15年間は、保存しなくてはなりません。

誰が保存する必要があるかですが、施主との契約により確認申請を行った事務所がそれに該当します。構造設計事務所が保存しているから大丈夫と思っていても、その事務所がなくなる可能性もありますし、責任があるのは施主との契約を行って申請を行った事務所となります。

長々と話しましたが、今まで必要がなかった4号確認の構造計算書が今後は、15年間保続しておく必要となったということで、構造設計者は無駄な作業をしたことにならなくなったという事です。

老婆心ですが、木造住宅の場合も基礎伏図、各階床伏図、構造詳細図等は保存されていますか？

●士会だよりー本部●

「ブロック塀も年をとる!？」
啓発アニメをYouTubeで

危険ブロック塀改修のための啓発アニメ（約3分）をYouTubeにアップしました。

これは、徳島市から委託を受けた「津田新浜地区・地域の安全モデル事業」で制作されたものです。小さなお子さんからお年寄りまで、家族でご一緒に見てもらいたいビデオです。よろしければ、ぜひ拡散をお願いします。好評だったら続編もありかな…。

<https://youtu.be/e8D7Q28whXI>

●士会だよりー本部●

二級・木造建築士の登録・閲覧等の事務を行う指定登録機関の指定について

建築士法第10条の20第1項の規定に基づき、二級建築士及び木造建築士登録事務を県に代わって行う機関として、徳島県建築士会が指定されました。

この指定に伴い、これまで県で行っていた二級建築士及び木造建築士登録事務や住所等の届出等の受付事務は、令和2年12月1日から徳島県建築士会が行っておりますので、徳島県知事の免許を受けた二級建築士又は木造建築士の登録事項の変更の届出等、新たに徳島県知事の免許を受けようとする場合の免許申請書は当会にご提出ください。

建築士会本部行事案内

令和3年4月		令和3年5月	
14日(水) 建築相談	(士会会議室)	12日(水) 建築相談	(士会会議室)
21日(水) 建築相談委員会(セビア)	(建設センター3階)	19日(水) 建築相談委員会(セビア)	(建設センター3階)
28日(水) 建築相談	(士会会議室)	26日(水) 建築相談	(士会会議室)
		29日(土) 通常総会	(建設センター6階)

※ 木造住宅耐震相談は、平日の午前10時から午後4時まで実施しています。

※ 住宅相談は第2・第4水曜日の午後1時・2時・3時（相談時間は1時間以内）に実施しています（要予約）。

●士会だよりー連合会●

「首里城再建支援金」のお願い

過日の首里城の火災により、主要な建物が全焼し、琉球王国時代から伝わる貴重な収蔵品の多くが焼失しました。

現在、沖縄県内では首里城再建のための募金活動が行われており、沖縄県建築士会においても、「首里城再建支援金」口座を開設しております。

そこで、連合会ではHPに「首里城再建支援金」と見出しを付けて支援金専用口座を開設致しておりますので、会員および関係機関に御周知いただき、多くの募金が集まるよう御協力をお願い申し上げます。

※次回編集会議は 令和3年4月23日(金) 16時30分～

編集後記

- ・道の駅わじきから山道を登り、太龍寺にお参りしてきました。結構きつかった。(ノーリツ号)
- ・ロープウェイではのぼりましたー(ちりめん)
- ・鯉がいっぱいいるよねー。(ぺぺい)
- ・ロープウェイカード欲しいわ(ひとはたうさぎ)
- ・会議わっせとった!!(酎西)